

平成16年10月  
特許庁

## 1. はじめに

「知的財産立国」の実現のためには、技術革新の進展により新たに生み出される知的財産を適切に保護することが不可欠である。特に、特許権の早期確定は、積極的に研究開発に取り組むトップランナーとしての優位性の確保を可能とする観点から、また、重複研究の排除、国内技術開発競争の活性化等を通じ、我が国企業の国際競争力の向上に資するため、知的財産保護政策の重要な柱の一つとなっており、そのための特許審査の迅速化が極めて重要な課題となっている。

こうした中、本年5月の「知的財産推進計画2004」において、「最終的にはゼロとする」ことを目指して、「特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後(中期目標(2008年))においても20ヶ月台に留めるとともに、10年後(長期目標(2013年))には、世界最高水準である11ヶ月を達成」することとし、政府を挙げた取組がなされているところである。特許庁としては、これらの目標を確実に達成するために毎年度より具体的な目標を掲げつつ全力を挙げて取り組んでいくことが不可欠であると考え、今後、この中・長期目標を達成するための年度毎の実施計画を策定することとした。

## 2. 目標

近年、審査請求件数が一次審査件数を上回る状態が続いていることによる審査順番待ち案件の増大(平成11年以来5年間で約18.5万件増加)、技術の複雑化・高度化や一出願当たりの発明(請求項)の数の増加(同約2割増加)に伴う審査負担の増大、特許協力条約に基づき一定期間内に作成すべき国際調査報告書の件数の急増(同約2.3倍)等の要因により、審査環境がますます厳しくなっている。

加えて、平成13年10月に審査請求期間を7年から3年に短縮して以来3年が経過するため、現在、審査請求期間の満了を迎える案件の駆込み請求により審査請求案件が急増し始めており、当面、審査順番待ち案件の急速な増加が避けられない状況となっている。

このように、審査順番待ち期間の更なる長期化が見込まれるところ、上記の中・長期目標を達成するためには、可能な限りの対策を早期に実施することが不可欠となっている。今年度においては、審査官の大幅な増員等による審査体制の強化、従来技術調査の外注の拡大等による審

査効率の向上を始めとする以下の施策を積極的に展開していくことにより、国際調査報告書の件数の動向にもよるが、基本的に、特許出願の一次審査を昨年度を上回る23万5千件以上行い、これにより、今年度末に一次審査が行われる特許出願の平均の審査順番待ち期間を現状レベルの26ヶ月以内にとどめることを目指すとともに、中・長期的な目標を達成するための第一歩に着手することとする。

## 3. 具体的取組

### (1) 審査体制の強化

#### ① 審査官の大幅な増員

平成20年度までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指し、その第一年度として、今年度、98名を採用したところであるが、これにより、通常審査官を含め、昨年度から117人と大幅に増員したところである。新たに採用した任期付審査官が即戦力として機能できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館における集中的な研修やOJTを通じて、審査実務能力の早期育成に努める。

また、来年度においても必要な審査官を確保するため、通常審査官に加え、今年度と同様に必要な任期付審査官の十分な確保に努める。

#### ② 情報技術による審査関連情報の共有・分析を図るための環境整備

従来技術検索結果を特許審査書類の作成に有効に活用するため、従来技術検索用端末と特許審査書類作成用端末を統合した審査官用端末約1250台を今年度中に導入する等、より効率的な特許審査を行うための環境整備を進める。

また、審査関連情報の共有・分析を図るために必要な新たなシステムの導入に向けた検討を開始する。

#### ③ 専門補助職員の活用

審査官の業務のうち、出願発明の技術説明や従来技術調査用データベースの整備等、専門的な技術知識を有する者であれば審査官の指示の下で実施可能な業務を効率化することにより審査処理の促進に資するため、専門補助職員である特許審査調査員について、新たに採用した人材も含め必要な人員の確保に努め、その活用を図る。

#### ④ ニーズに応じた柔軟な審査体制の充実

特に緊急に権利化することを必要とする実施関連出願や外国関連出願、中小企業による出願等について、出願人からの要請に応じ、原則9ヶ月以内に一次審査結果の発送を行う。また、近年急増している国際特許出願についても、条約で定められた所定期限内に国際調査報告を作成するために複数の審査官をグループ化することにより、ニーズに応じ柔軟に対応でき

る審査体制を構築する。

さらに、全国各地の中小・ベンチャー企業や大学・TLO等の活動を支援するため、これらを対象として総対象件数1,400件以上の巡回審査を実施する。

## (2) 審査効率の向上

### ① 従来技術調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

従来技術調査の外注件数について、登録調査機関の受容能力にもよるが、極力2万件以上の拡大(15年度16万件)を図るとともに、審査効率の高い対話型外注についても2万件程度拡大(15年度11万件)することにより、一次審査着手件数の増大を図る。

### ② 登録調査機関制度の円滑な導入

本年10月の登録調査機関制度の施行に先立って、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知を図るため、本年8月に特許庁ホームページで公表するとともに、9月に民間調査機関等に対する説明会を実施したところである。

本年10月以降、可能な限り早期に民間の調査機関等が登録され、事業を開始するために必要な環境を整備するため、独立行政法人工業所有権情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修(登録調査機関の調査業務実施者になるための法定研修)が円滑に実施されるよう、カリキュラム作成、テキスト作成、講師等に関し協力する。

## (3) 出願・審査請求に関する取組

### ① 出願件数上位の企業に対する協力要請

出願上位企業を中心に、延べ180社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行うことにより、出願人に対して戦略的な知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の適正化について協力要請を行う。

### ② 特定登録調査機関の利用促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度の来年4月の施行に向けて、登録調査機関が特定登録調査機関となるために必要な手続や特定登録調査機関の調査報告を利用した料金減額制度の周知を図るため、これらの手続や制度の概要を本年12月を目途に特許庁ホームページに掲載し、広報に努める。

### ③ 実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度の平成17年4月施行に向けて、全国16ヶ所で行われる「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」(以下「迅速化法」という。)に関する法律説明会及び全国14ヶ所で行われる実務者向け知的財産権制度説明会を活用し、制度の利用促進に努める。

また、改正実用新案制度の活用を促すパンフレットを2万部作成し、出願人企業や特許事務

所等に配布する。

### ④ 出願取下げ・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用促進

迅速化法の施行により、本年6月4日から審査請求料の予納口座への返還が可能となったため、全国16ヶ所で行われる迅速化法に関する法律説明会及び全国14ヶ所で行われる実務者向けの知的財産権制度説明会を活用し、制度の利用促進に努める。

また、審査請求料の一部返還制度の活用を促すリーフレットを2万部作成し、出願人企業や特許事務所等に配布する。

## (4) 特許審査迅速化に必要な基盤整備

### ① 審査官に対する研修体制の強化

本年10月に当庁の研修機能を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管したことに伴い、研修機能が確実かつ効果的に行われるよう、新たに研修基本計画を定め、同館に提示するとともに、研修内容の充実が図られるよう、同館が行う研修実施計画の策定や研修の実施に関して協力する。

### ② 従来技術調査人材等の育成

独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う調査業務実施者育成研修が適切に行われるよう、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、積極的な協力を行う。

また、同館が弁理士や中小企業等を対象に行う各種人材育成研修についても、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、同様の協力を行う。

### ③ 特許情報等の対外提供サービス機能の強化

本年10月に特許電子図書館(IPDL)の運営を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移管したところであるが、今年度中に、特許庁がコンピュータ関連の審査のために作成しているデータベース(CSDB)のうち著作権者の許諾が得られた文献についてIPDLで閲覧可能となるよう、同館に必要なデータを提供する。

また、来年度中にインターネットによる公報発行を実現するため、発行方法に関し、システム環境整備や改ざん防止措置等の詳細検討を行う。

さらに、今年度から、審査官が有するサーチノウハウを外部向けに加工した上で、順次、特許庁ホームページを通じて公表する。

### ④ 出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、出願人の電子出願の利用を支援する出願アドバイザーを全国に配置する。あわせて、特許制度の適切な利用に関し啓蒙を図るため、知的財産権制度説明会を初 者向けとして50ヶ所、実務者向けとして全国14ヶ所で開催する。

## (5) 国際的な審査協力の推進

### ① 日米欧の三極特許庁間の審査協力

我が国企業が日米欧において安定した権利を速やかに取得できるよう、三極特許庁間における従来技術調査結果・審査結果の相互利用等の審査協力や制度運用の調和に精力的に取り組む。

また、その一環として、我が国のサーチ結果や審査結果情報の発信を拡充するために、我が国への個々の出願の審査書類を海外特許庁からオンラインで参照可能とするシステム(高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network))を構築し、本年10月から、米欧特許庁に対する情報提供を開始する。

### ② アジア地域の知的財産権庁との協力

我が国企業がアジア地域において速やかに安定した権利を取得できるよう、アジア地域に対して法制度の整備や運用の改善を要請する。

また、人材育成、情報化及び審査協力の面から各国の知的財産権関係者の能力構築に関して積極的な支援を行うため、専門家の派遣や研修生の受入れ、現地セミナー・研修の開催、技術協力プロジェクト等を実施するとともに、アジア地域の知的財産権庁に対して当庁の特許審査関連情報を提供するアジア産業財産ネットワーク(Asian Industrial Property Network)の機能を強化し、高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network)に統合する。

## 特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成16年度実施計画の達成状況

平成17年6月

特許庁

### 1. 目標及び達成状況

16年度の実実施計画においては「特許出願の一次審査を昨年度を上回る23万5千件以上行い、これにより、今年度末に一次審査が行われる特許出願の平均の審査順番待ち期間を26ヶ月以内にとどめる」ことを目標とし、その実現に努めた。

その結果、一次審査件数は目標件数を上回る23万6千件となった。また、年度末に一次審査が行われる特許出願の平均の審査順番待ち期間は26.3ヶ月にとどまり、計画をほぼ達成することができた。

### 2. 具体的取組

#### (1) 審査体制の強化

##### ① 審査官の大幅な増員

20年度までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指し、その初年度として、98人増員し、これにより、通常審査官を含め、117人と大幅に増員した。また、新たに採用した任期付審査官が即戦力として機能できるよう、小グループ化した上で専門の技術分野から題材をとった集中的な特別研修(年二回)など実務研修の充実を図るとともに、多様な案件の審査をOJTとして経験させる等、審査実務能力を早期に育成した。

また、17年度においても必要な任期付審査官を十分に確保するため、主要各都市において説明会を開く等募集の周知を図るとともに、東京及び大阪において採用試験を実施した。

##### ② 情報技術による審査関連情報の共有・分析を図るための環境整備

従来技術検索結果を特許審査書類の作成に活用するため、従来技術検索用端末と特許審査書類作成用端末を統合した審査官用端末約1250台を導入し、より効果的な特許審査環境の整備を進めた。

##### ③ 専門補助職員の活用

専門的な技術知識を有し、審査官を補助する特許審査調査員を活用することにより、出願発明の技術説明や従来技術調査用データベースの整備等を充実した。

##### ④ ニーズに応じた柔軟な審査体制の充実

出願人からの早期審査の要請があった5982件のうち5978件(99.9%)について、9ヶ月以内に一次審査結果の発送を行い、目標をほぼ達成した。

また、前年度より約2割増の約2万件に増加した国際特許出願についても、複数の審査官をグループ化し、ニーズに応じ柔軟に対応できる審査体制を構築することにより、全件、条約で定められた所定期限内に国際調査報告の作成を行った。

さらに、全国各地の中小・ベンチャー企業や大学・TLO等の活動を支援するための巡回審査を、目標件数の1400件を上回る1699件実施した。

## (2) 審査効率の向上

### ① 従来技術調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

従来技術調査の外注について、登録調査機関の受容能力に応じ、極力2万件以上することを目標として拡大に努めた結果、15年度より1万8千件拡大して登録調査機関の受容能力限界の17万8千件の外注を行った。また、審査効率の高い対話型外注についても、2万件程度の拡大を目標として努めた結果、1万6千件拡大して登録調査機関の受容能力限界の13万件の対話型外注を達成した。

### ② 登録調査機関制度の円滑な運用

登録調査機関制度の施行に先立って、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知を図るため、16年8月に特許庁ホームページで公表するとともに、9月に民間調査機関等に対する説明会を実施した。

また、登録調査機関の調査業務実施者になるための法定研修として、独立行政法人工業所有権情報・研修館において登録調査機関の調査業務実施者育成研修を創設し、必要なカリキュラム作成、テキスト作成及び講師の確保を行った上で、1-2月と3-4月の2回同研修を実施した。この結果、年度内に株式会社を含む3機関を登録した。

## (3) 出願・審査請求に関する取組

### ① 出願件数上位の企業に対する協力要請

出願上位企業を中心に、予定していた延べ180社を上回る延べ207社の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行い、戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行った。

### ② 特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度の17年4月の施行に向けて、登録調査機関が特定登録調査機関となるために必要な手続や特定登録調査機関の調査報告を利用した料金減額制度について16年12月に特許庁ホームページに掲載するなど、周知を図るための広報に努めた。

### ③ 実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度の17年4月の施行に向けて、「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」(以下「迅速化法」という。)に関する法律説明会を全国16ヶ所で、ま

た、実務者向け知的財産権制度説明会を全国14ヶ所で開催することにより、延べ10793人に対し説明を行った。また、改正実用新案制度の活用を促すパンフレットを2.3万部作成し、出願人企業や特許事務所等への配布を行った。

### ④ 出願取下げ・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用促進

特許審査迅速化法の施行により、16年6月4日から審査請求料の予納口座への返還が可能となったため、全国16ヶ所で行われた迅速化法に関する法律説明会及び全国14ヶ所で行われた実務者向けの知的財産権制度説明会を活用して延べ8910人に対して説明を行い、制度の利用促進に努めた。また、審査請求料の一部返還制度の活用を促すリーフレットを2.3万部作成し、出願人企業や特許事務所等への配布を行った。

その結果、16年度の一次審査着手前の出願取下げ・放棄件数は約5700件(平成15年度約4000件)となった。

## (4) 特許審査迅速化に必要な基盤整備

### ① 審査官に対する研修体制の強化

16年10月に当庁の研修機能を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移したことに伴い、研修機能が確実に効果的に行われるよう、新たに研修基本計画を定め、同館に提示するとともに、研修内容の充実が図られるよう、具体的な研修スケジュールの策定、講師や管材の選定等について助言、協力した。

### ② 従来技術調査人材等の育成

独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う調査業務実施者育成研修が適切に行われるよう、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、カリキュラム作成、テキスト作成、講師等に関する協力をし、登録調査機関制度の円滑な導入に努めた。

また、同館が弁理士や中小企業等を対象に行う各種人材育成研修についても、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、同様の協力を行った。

### ③ 特許情報等の対外提供サービス機能の強化

16年10月に特許電子図書館(IPDL)の運営を独立行政法人工業所有権情報・研修館に移するとともに、特許庁がコンピュータ関連の審査のために作成しているデータベース(CSD B)の中から著作権者の許諾が得られた161文献を同館に提供した。

また、インターネットによる公報発行に向けて、システム環境整備や改ざん防止措置等の制度検討を行った。

さらに、審査官が有する従来技術調査ノウハウを外部利用者が容易に利用できるよう加工を行った上で、特許庁ホームページを通じて特許検索ガイドブックとして、12分野を公表した。

### ④ 出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、電子出願の利用を支援する出願アドバイザーを全国に配置するとともに、初心者向けの知的財産権制度説明会を50ヶ所(参加者:7446名)、実務者向けに全国14ヶ所(参加者:13417名)で開催した。

#### (5)国際的な審査協力の推進

##### ①日米欧の三極特許庁間の審査協力

我が国企業が日米欧において安定した権利を速やかに取得できるよう、審査協力や制度運用の調和とともに、三極特許庁長官会合等において三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用の促進について、日本がリードする形で協議を行った。

また、その一環として、我が国のサーチ結果や審査結果情報の発信を拡充するために、我が国への個々の出願の審査書類を海外特許庁からオンラインで参照可能とするシステム(高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network; AIPN))を構築し、16年10月から、米欧特許庁に対し情報提供を開始した。

##### ②アジア地域の知的財産権庁との協力

我が国企業がアジア地域において速やかに安定した権利を取得できるよう、複数国間・二国間会合(経済連携協定交渉等)を通じて、アジア地域に対して法制度の整備や運用の改善を要請した。

また、人材育成、情報化及び審査協力の面から各国の知的財産権関係者の能力構築に関して積極的な支援を行うため、専門家の派遣や研修生の受入れ、現地セミナー・研修の開催、技術協力プロジェクト等を実施するとともに、アジア地域の知的財産権庁に対して当庁の特許審査関連情報を提供するアジア産業財産ネットワーク(Asian Industrial Property Network)の機能を強化し、高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network)を構築した。

#### 特許審査迅速化の中・長期目標を達成するための平成17年度実施計画

平成17年6月  
特許庁

#### 1. はじめに

特許審査迅速化については、昨年5月、「知的財産推進計画2004」において、「最終的にはゼロとする」ことを目指して、「特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後(中期目標(2008年))においても20ヶ月台に留めるとともに、10年後(長期目標(2013年))には、世界最高水準である11ヶ月を達成」することが定められた。また同時に、同計画では、この目標を達成するための毎年度の実施計画を策定することとされており、これを受け、特許庁では、平成16年度実施計画を策定し、審査体制の強化やアウトソーシングの拡充等の審査処理の促進(OUT対策)、料金体系や実用新案制度の改正等の出願・審査請求構造の適正化(IN対策)等の総合施策の実施に努めてきたところである。

知的財産立国の早期実現に向け、引き続き特許審査迅速化を確実に実行していくため、16年度の実施計画の達成状況及び「知的財産推進計画2005」を踏まえつつ、17年度の実施計画を定めることとする。

#### 2. 目標

近年、審査請求件数が一次審査件数を上回る状態が続いていることによる審査順番待ち案件の増大(平成12年当初から平成16年末までの5年間で約24万件増加)、技術の複雑化・高度化や一出願当たりの発明(請求項)の数の増加(同約2割増加)に伴う審査負担の増大、特許協力条約に基づき一定期間内に作成すべき国際調査報告書の件数の急増(同約2.7倍)等の要因により、審査環境がますます厳しくなっている。

加えて、平成13年10月に審査請求期間を7年から3年に短縮したため、昨年10月以降、従来の審査請求期間7年の出願に加え、審査請求期間3年の出願が審査請求期間の満了を迎えるために審査請求件数が増加し、当面、審査順番待ち案件の急速な増加が避けられない状況となっている。

このように、当面審査順番待ち期間の更なる長期化が避けられない状況にある中で、上記の中・長期目標を達成するためには、可能な限りの施策を早期かつ確実に実施することが不可欠である。

中・長期目標達成に向けた2年目である今年度においても、審査官の大幅な増員等による審

査体制の強化、従来技術調査の外注の拡大等による審査効率の向上を始めとする以下の施策を積極的に展開していくことにより、国際調査報告書の件数の動向にもよるが、基本的に、特許出願の一次審査を昨年度を上回る24万件以上行い、これにより、今年度末に一次審査が行われる特許出願の平均の審査順番待ち期間を27ヶ月以内にとどめることを目指す。

### 3. 具体的取組

#### (1) 審査体制の強化

##### ① 審査官の大幅な増員

平成20年までの5年間で500人の任期付審査官の確保を目指し、2年目である今年度も、昨年度同様98人を増員し、これにより、通常審査官を含め、昨年度から115人と大幅に増員したところである。

17年度においても、任期付審査官が即戦力として機能できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館における集中的な研修やOJTを通じて、審査実務能力の早期育成に努める。

また、18年度においても、通常審査官に加え、今年度と同様に必要な任期付審査官の十分な確保が図られるように努める。

##### ② 審査官の重点配置

限られた審査体制の中で最大限の効果を確保するため、技術分野の社会的重要性、現在の特許審査順番待ち件数、今後の出願・審査請求動向の見通し、従来技術調査の外注状況等を踏まえて、審査官を必要な分野に重点的に配置する。

##### ③ 審査関連情報の共有化を図るための環境整備

審査官の従来技術調査ノウハウに関する情報をデータベースに蓄積して複数の審査官用端末から同時に利用すること、当該情報の更新を容易に行うことを可能とするシステムの開発を行うことにより、審査関連情報の共有化を進める。

##### ④ 専門補助職員の活用

専門的な技術知識を有し、審査官を補助する特許審査調査員の業務として、新たに審査官の行う従来技術調査ノウハウをまとめる作業の補助を加えるとともに、所要の人員を確保する。

##### ⑤ ニーズに応じた柔軟な審査の充実

特に緊急に権利化することを必要とする実施関連出願や外国関連出願、中小企業による出願等について、出願人からの早期審査の要請に応じ、一次審査結果を原則9ヶ月以内に発送する。また、近年急増している国際特許出願に必要な国際調査報告の作成について、引き続き条約で定められた所定期限内に行う。さらに、全国各地の中小企業・ベンチャー企業や大

学・TLO等の活動を支援するための巡回審査については、1,500件以上を実施する。

#### (2) 審査効率の向上

##### ① 従来技術調査の外注の拡大及び審査効率の高い外注手法への移行

従来技術調査の外注について、登録調査機関の受容能力にもよるが、極力1万件以上の拡大(16年度17万8千件)を図るとともに、対話型外注についても1万件以上の拡大(16年度13万件)を図る。

##### ② 登録調査機関制度の円滑な運用

登録された3つの調査機関に対し、従来技術調査の外注を開始する。

また、登録調査機関への更なる参入を図るため、民間の調査機関等が登録調査機関となるために必要な手続の周知や説明会を実施するとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における登録調査機関の調査業務実施者育成研修(登録調査機関調査業務実施者になるための法定研修)の研修体制の整備を図る。

さらに、平成18年度の従来技術調査の外注予定件数を早期に公表することにより、各登録調査機関の受容能力の拡大を促進する。

#### (3) 出願・審査請求に関する取組

##### ① 出願件数上位の企業に対する協力要請

今年度も、出願上位企業を中心に、延べ180社以上の企業経営者、実務者等との間で意見交換を行うことにより、出願人に対して特許以外の手法も視野に入れた戦略的かつ質の高い知的財産の取得・管理の必要性を説明し、出願・審査請求の厳選について協力要請を行う。

##### ② 日本弁理士会に対する協力要請

日本弁理士会に対して、弁理士が出願人に対して従来技術調査手法を指導すること、出願人が弁理士を選択する際の有益な情報を充実・公表することなどについて、協力を要請する。また、明細書等の出願書類を作成するに当たり技術的に簡単・明確な文言を用いて明確かつ簡潔に記載することについて、協力を要請する。

##### ③ 特定登録調査機関の参入促進に向けた広報の実施

特定登録調査機関制度が今年4月から施行されたことを受け、民間の調査機関等の参入を図るため、登録調査機関制度とともに特定登録調査機関制度の重要性及び関係の手続き等について、周知に努める。

##### ④ 実用新案制度の利用促進

改正実用新案制度に関し、今年度も引き続き、全国16ヶ所で行われる実務者向け知的財

産権制度説明会等を活用し、制度の利用促進に努める。

また、企業との意見交換において、出願・審査請求の厳選等とともに改正実用新案制度の利用を促す。

#### ⑤出願取下げ・放棄制度(審査請求料の一部返還制度)の利用促進

出願取下げ・放棄による審査請求料の一部返還制度について、全国16ヶ所で行われる実務者向けの知的財産権制度説明会等で説明するほか、新たに特許審査着手見通し時期照会を活用して制度の周知を図り、活用を促進する。

また、企業との意見交換を通じて、本制度の利用促進に努める。

#### (4)特許審査迅速化に必要な基盤整備

##### ①審査官に対する研修体制の強化

独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修が確実かつ効果的に行われるよう、研修基本計画について必要な見直しを行うとともに、昨年度と同様、同館が行う研修実施計画の策定や研修の実施に関して協力する。

特に、今年度は、指導対象者(審査官補)が大幅に増加することから、審査官育成研修の効率向上を図るため、より適切な研修カリキュラムの策定等に向けて同館との連携を強化する。

##### ②従来技術調査人材等の育成

今年度も、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う調査業務実施者育成研修が適切に行われるよう、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、積極的な協力を行う。

また、同館が弁理士や中小企業等を対象に行う各種人材育成研修についても、その研修実施計画立案、準備、実施の各段階において、同様の協力を行う。

##### ③特許情報等の対外提供サービス機能の強化

出願人等が従来技術情報を迅速に検索できるよう、独立行政法人工業所有権情報・研修館の特許電子図書館(IPDL)に関連外国出願や審査で用いた従来技術情報等を検索できる機能、特許公報等のPDFファイルを一括ダウンロードする機能を追加すべく、その企画立案に協力するとともに、昨年度同様、特許庁がコンピュータ関連の審査のために作成しているデータベース(CSDB)の中から著作権者の許諾が得られた文献についてIPDLで閲覧可能となるよう、同館に必要なデータを提供する。

また、平成18年1月を目途にインターネットによる登録実用新案公報の発行を開始する。

さらに、審査官が有する従来技術調査ノウハウ(「特許検索ガイドブック」)について、昨年度と同程度の数の分野を公表する。

#### ④出願人に対する適切かつ円滑な特許出願の促進

適切かつ円滑な特許出願を促進するため、今年度も引き続き電子出願の利用を支援する出願アドバイザーの全国展開を図るとともに、知的財産権制度説明会を初心者向けとして50ヶ所、実務者向けとして16ヶ所全国的に開催する。

#### (5)国際的な審査協力の推進

##### ①日米欧の三極特許庁間の審査協力

今年度も、三極特許庁間におけるサーチ・審査結果の相互利用に向けた三極プロジェクト等の協力を進めるとともに、制度・運用の調和に精力的に取り組む。

その一環として、欧米特許庁のサーチ・審査結果の審査に際しての積極的な利用とともに、欧米においても日本のサーチ・審査結果の積極的な利用が図られるよう、「次世代型ドシエ・アクセス・システム」を構築し、運用を開始する。

##### ②アジア地域の知的財産権庁との協力

今年度も、アジア地域に対して法制度の整備や運用の改善を要請する。また、人材育成、情報化及び審査協力の面から各国の知的財産権関係者の能力構築に関して積極的な支援を行うため、専門家の派遣や研修生の受入れ、現地セミナー・研修の開催、技術協力プロジェクト等を実施する。

昨年度構築した高度産業財産ネットワーク(Advanced Industrial Property Network; AIPN)のアジア地域の知的財産権庁での利用促進を図るため、今年度においては、機械翻訳機能の向上、電子マニュアルの作成・配布等を行うとともに、国際的なセミナー等におけるAIPNの積極的PRを行う。